

労働時間の適正な把握と自己申告制

弁護士 坂田 均

1、 時間外労働と賃金不払残業

労働基準法は、法定労働時間を1日8時間、1週40時間と定め、使用者にこの時間を超えて労働者を労働させてはならないと定めている（法32条1項）。

また、法定労働時間を超える労働については、36協定により、1ヶ月45時間、1年360時間を限度時間として、労働時間を延長することが認められ、更に、「特別の事情」があるときは、この限度時間を超えて、一定の延長を認めている（同法36条、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」平成10年12月28日労働省告示第154号3条）。このように、使用者は、36協定の範囲内で法定労働時間を超えて労働者を労働させることができる。

しかし、この法定労働時間を超える時間外労働に関しては、最近の厳しい経済情勢を反映して、「賃金不払残業」が問題化した事案が多発しており、労働時間の適正管理に対する使用者の責務が再認識されるべき状況にある。

2、 労働時間の適正管理

(1) 「賃金不払い残業」を解消するためには、種々の課題が克服されなければならないが、その中でも、労働時間の適正な把握が重要である。

労働時間の適正な把握に関して、厚生労働省は、平成13年4月6日に、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき基準」（基発第339号）を公表している。同基準によると、労働時間の適正把握に関して使用者が講ずべき措置として、①始業・終業時刻の確認及び記録、②始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法、③自己申告制によりその確認及び記録を行う場合の措置、④労働時間の記録に関する書類の保存、⑤労働時間を管理する者の職務、⑥労働時間短縮推進委員会などの活用をあげて、具体的な実施基準を明らかにした。

(2) 始業・就業時刻の確認及び記録の方法としては、タイム・カードやICカードなどの客観的な記録を基礎として確認し、記録する方法を原則的な方法としている。自己申告制に関しては、あくまで「これを行わざるを得ない場合」の例外的方法として位置づけられている。

(3) 自己申告制を採用する場合、実施すべき具体的な措置としては、①自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことについて十分な説明を行うこと。②自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。③労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと等が求められている。

(4) 更に、厚生労働省は、平成15年5月23日、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針について」（基発第0523004号都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知）を公表し、賃金不払残業をなくすために、労働時間の適正把握に止まらず、適正な労働時間の管理を行うために労使が取り組むべき事項、システムの整備、及び責任体制の明確化などを指針として盛り込んでいる。具体的には、経営トップによる決意表明や社内巡視、社内アンケートの実施、マニュアルの作成、労使委員会による業務指示等に関するヒヤリング、相談窓口や目安箱の設置が示されている。

従って、自己申告制を採用する企業においては、事業場内若しくは事業所入り口付近での実態調査、個々の労働者からの聴取り調査、上司からの業務指示の実態調査、アンケート調査等を駆使して、自己申告記録と実際の始業・就業時刻との整合性を常に点検し、その客観性を確保することが求められている。

3、 自己申告制に関する裁判例

タイム・カード制を採用せず、出退勤時間の把握は、所定始業・退勤を基本にし、申告残業がある場合にのみその時間を加算させていた事案で、東京地方裁判所（平成15年5月19日判決 労判2003年10月1日852号）は、「使用者には、原則として自ら始業終業の確認をし、又はタイム・カード等の客観的記録で確認し、記録を残す義務がある」とした上で、自己申告制に関しては、「①労働者に十分な説明をすること、②自己申告した時間と実際の時間が合致しているか実態調査を行うこと、③残業労働時間数の上限を設定したり、削減の指導をしたりすることによって、適正な申告を阻害することになっていないか確認し、改善措置をとることが欠かせない」と判示し、上記厚生労働省の基準と同様の基準を採用して、その労働時間把握の有効性を認定している。

同裁判所は、被告使用者は、数日にわたる残業時間をまとめて特定の1日に全部の残業をしたように申告させたり、早退を残業で調整させたり、短時間の休息时间や自己ミスに伴う作業時間を残業と認識していない等の事情があり、被告使用者は、「客観的な視点から労働時間を管理」しておらず、原告の申告残業時間を正しい労働時間を反映したものではないと判断した。

以 上

